

(1) 今までの経緯

平成 2 6 年度 観光動向調査の実施

会津美里町観光動向調査検討委員会を立ち上げ、観光客を対象としたアンケート調査及び調査研修として長野県小布施町と飯山市を視察し、その結果を踏まえ、町の観光振興に関する意見としてとりまとめた。

平成 2 7 年度 会津美里町観光振興計画策定

各種団体及び観光振興団体の代表者、学識経験者、公募からなる「会津美里町観光振興計画策定委員会」を設立し、庁内関係者と連携をとりながら検討してきた。策定段階においては、町民を交えたワークショップ、パブリックコメントによる町民意見、ヒアリングによる観光関連事業者等の意向を把握・反映するとともに、前年度に実施した観光動向調査結果や町議会の意向を反映し観光振興計画を策定した。

平成 2 8 年度 会津美里町観光振興計画アクションプラン作成

会津美里町観光振興計画の着実な推進に向け、重要となる短期・中期（H28～H32）に限定し、この振興計画の全体目標の達成を踏まえつつ、個々の事業をさらに絞り込んで重点化するとともに、相互に関連づけてパッケージ化、それぞれ年度別や主体別のプログラムとして、具体的な展開戦略を示している。

(2) 全体目標の達成度

指標	計画策定前 (H26)	現況値 (H28)	目標値 (H32)
一人あたりの 観光消費額 B	2, 4 5 2 円	2, 4 6 9 円	3, 7 2 0 円
観光入込客数	2 0 5 万人	1 8 6 万人	2 1 0 万人
観光施設におけ る入込客数	6. 3 万人	5. 2 万人	6. 8 万人
観光消費額 A	1 億 5, 4 4 8 万円	1 億 2, 8 3 9 万円	2 億 5, 2 9 6 万円

【分析】

- ・「観光入込客数」については大きく減少している。観光客数に占める割合の大きい伊佐須美神社及びせと市の入込の減少が大きかったため、全体的に減少した。
- ・「観光施設における入込数」についても、減少している。調査地点の一つとして挙げている「いわたて」の撤退が大きい。
- ・「観光消費額」全体としても、減少している。こちらも調査地点として挙げていた「いわたて」の影響が考えられる。ただ、一人あたりの観光消費額が微増していることから、最近の傾向として個人旅行が増えてきていることもあり、滞在時間が延び、個人での買い物や飲食での消費が伸びてきているものと考えられる。

（３）施策に対する評価（平成 28 年度）・・・・別紙資料

（４）平成 29 年度の事業進捗状況

A 観光地としての受け入れ基盤の整備

- ・温泉宿泊施設の利活用処分方針に基づく検討
温泉施設等利活用にかかる研修として、7 月 26 日、群馬県藤岡市を視察し、市内にある桜山温泉センターを民間へ売却した経緯や手続き関係について研修を行ってきた。
- ・空き店舗等のデータベース整備
平成 29 年 4 月から「会津美里町住まいるバンク」の運用を開始した。
- ・空き店舗等活用の助成制度運用・拡充
会津美里町活力ある商店街等支援事業補助制度の実施
- ・空き店舗等の活用促進に向けた検討調査、支援制度の整備
空き店舗等の所有者調査
- ・創業支援セミナー等の実施
第 7 回あいづしんくみ創業塾の開催
- ・特定創業支援事業の実施
会津美里町創業等支援事業補助制度の実施
創業者等を対象とした中小企業振興資金融資制度及び利子補給制度の実施

B 着地型観光の確立

- ・ふるさと便の検討・販売
8 月 31 日より、会津本郷焼の 6 窯元 12 商品が体験型ギフトとしてカタログ搭載が開始となった。

C 観光まちづくりの推進

- ・観光地づくりアドバイザー派遣事業の申請

DMO の設立・展開に向けて、今年度予定している DMO の基本戦略や運営方針の検討をするにあたり、福島県で実施している「観光地づくりアドバイザー派遣事業」に申請し、採択された。今後はアドバイスをいただきながら、DMO 登録に向けた検討を進めていく。

- ・観光百人衆の募集及び人材育成の実施

観光百人衆の具体化に向けて、募集チラシを作成し、観光協会が窓口となり募集を開始した。申込者には登録バッジと登録証を配布。10月1日現在24名登録。これから活動すべく、情報発信の活用術を身につけてもらうため、セミナーやワークショップを開催し、観光百人衆の人材育成を行っていく。

※9月10日（日）、情報発信セミナーを開催。参加者26名。

- ・Wi-Fi 整備

今年度は2箇所増設し、雀林観光休憩所周辺及びふるさと観光物産館周辺において利用可能となった。（計7箇所設置）

D 地域連携による観光事業の拡大

- ・デジタル DMO による広域連携事業の展開

昨年度に引き続き、台湾、中国、アメリカ、オーストラリアの4カ国にターゲットを絞り、「VISIT AIZU」にて情報発信を行っている。

7月からフェイスブックやグーグルのバナー広告で、「VISIT AIZU」の定常プロモーションを開始した。特に7月には中国に対して、スポット的に広告を仕掛けた。

- ・インバウンド誘致に向けた旅行会社への PR

8月に東京の旅行会社4社を訪問。インバウンド向けの商品を造成に向けて、町の観光素材の売り込みを行ってきた。陶芸体験がポイントとなる。信仰心が高い国（台湾）には、寺社仏閣は十分な素材になるとのこと。9月にトラベルマートの商材に本町の観光素材を加えてもらうことができた。

- ・Wi-Fi 整備（再掲）

今年度は2箇所増設し、雀林観光休憩所周辺及びふるさと観光物産館周辺において利用可能となった。（計7箇所設置）

○会津美里町観光まちづくり推進協議会設置要綱

平成28年4月1日

告示第108号

(設置)

第1条 会津美里町観光まちづくり推進事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び会津美里町観光振興計画(以下「振興計画」という。)に基づく取組みを実行するため、会津美里町観光まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画に掲げる基本目標の達成度及び施策の評価に関すること。
- (3) 振興計画に基づく事業実施に関すること。
- (4) その他、振興計画の推進に関すること。

(組織及び任期)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 会津美里町観光協会
- (3) 会津美里町商工会
- (4) 会津美里町振興公社
- (5) 観光関係者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進協議会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長並びに副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、委員長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席によって会議を開くことができる。

(意見の聴取等)

第6条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の報償)

第7条 推進協議会の委員にかかる報償は、別表のとおりとする。

(守秘義務)

第8条 推進協議会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

別表(第7条関係)

区分	金額 (1回当たり)	備考
第3条第2項第1号で定める委員	20,000円	ただし役職上報償を受領できない者を除く。
第3条第2項第2号から6号で定める委員	3,000円	1回当たり(半日間)